

事件等（手数料の項目）	分類	弁護士報酬（手数料）の額	備考		
裁判上の手数料	1 証拠保全（本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金と別に受けることができる）	基本 特に複雑又は特殊な事情がある場合	20万円に民事事件の1により算定された額の10%を加算した額 弁護士と依頼者の協議により定める額		
	2 即決和解（本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することができない）	示談交渉を要しない場合 示談交渉を要する場合	経済的な利益の額が 300万円以下の場合 10万円 300万円を超え3,000万円以下の場合 1% + 7万円 3,000万円を超え3億円以下の場合 0.5% + 22万円 3億円を超える場合 0.3% + 82万円 示談交渉事件として、民事事件の2, 6ないし8による。		
	3 公示催告		2の示談交渉を要しない場合と同額		
	4 倒産整理事件の債権届出	基本	5万円以上10万円以下		
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額		
	5 簡易な家事審判（家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判で事案簡明なもの）		10万円以上20万円以下		
裁判外の手数料	1 法律関係調査（事実関係調査を含む）	基本	5万円以上20万円以下		
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額		
	2 契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1,000万円未満のもの	5万円以上10万円以下	
			経済的利益の額が1,000万円以上1億円未満のもの	10万円以上30万円以下	
			経済的利益の額が1億円以上のもの	30万円以上	
	2 契約書類及びこれに準ずる書類の作成	非定型	基本	経済的な利益の額が 300万円以下の場合 10万円 300万円を超え3,000万円以下の場合 1% + 7万円 3,000万円を超え3億円以下の場合 0.3% + 28万円 3億円を超える場合 0.1% + 88万円	
			特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額	
		公正証書にする場合		上記の手数料に3万円を加算する。	
	3 内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし	基本	1万円以上3万円以下	
			特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額	
弁護士名の表示あり		基本	3万円以上5万円以下		

裁判外の手数料

	特示あり	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額													
4 遺言書作成	基本		<p>経済的な利益の額が</p> <table border="0"> <tr> <td>300万円以下の場合</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>300万円を超え3,000万円以下の場合</td> <td>1% + 17万円</td> </tr> <tr> <td>3,000万円を超え3億円以下の場合</td> <td>0.3% + 38万円</td> </tr> <tr> <td>3億円を超える場合</td> <td>0.1% + 98万円</td> </tr> </table>	300万円以下の場合	20万円	300万円を超え3,000万円以下の場合	1% + 17万円	3,000万円を超え3億円以下の場合	0.3% + 38万円	3億円を超える場合	0.1% + 98万円					
	300万円以下の場合	20万円														
	300万円を超え3,000万円以下の場合	1% + 17万円														
3,000万円を超え3億円以下の場合	0.3% + 38万円															
3億円を超える場合	0.1% + 98万円															
特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者の協議により定める額														
公正証書にする場合		上記の手数料に3万円を加算する。														
5 遺言執行	基本		<p>経済的な利益の額が</p> <table border="0"> <tr> <td>300万円以下の場合</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>300万円を超え3,000万円以下の場合</td> <td>2% + 24万円</td> </tr> <tr> <td>3,000万円を超え3億円以下の場合</td> <td>1% + 54万円</td> </tr> <tr> <td>3億円を超える場合</td> <td>0.5% + 204万円</td> </tr> </table>	300万円以下の場合	30万円	300万円を超え3,000万円以下の場合	2% + 24万円	3,000万円を超え3億円以下の場合	1% + 54万円	3億円を超える場合	0.5% + 204万円					
	300万円以下の場合	30万円														
	300万円を超え3,000万円以下の場合	2% + 24万円														
3,000万円を超え3億円以下の場合	1% + 54万円															
3億円を超える場合	0.5% + 204万円															
特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と受遺者の協議により定める額														
遺言執行に裁判手続を要する場合		遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求できる。														
6 会社設立等	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常精算		<p>資本金もしくは総資産額のうち高い額又は増減資額が</p> <table border="0"> <tr> <td>1,000万円以下の場合</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円を超え2,000万円以下の場合</td> <td>3% + 10万円</td> </tr> <tr> <td>2,000万円を超え1億円以下の場合</td> <td>2% + 30万円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え2億円以下の場合</td> <td>1% + 130万円</td> </tr> <tr> <td>2億円を超え20億円以下の場合</td> <td>0.5% + 230万円</td> </tr> <tr> <td>20億円を超える場合</td> <td>0.3% + 630万円</td> </tr> </table>	1,000万円以下の場合	4%	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	3% + 10万円	2,000万円を超え1億円以下の場合	2% + 30万円	1億円を超え2億円以下の場合	1% + 130万円	2億円を超え20億円以下の場合	0.5% + 230万円	20億円を超える場合	0.3% + 630万円	
		1,000万円以下の場合	4%													
		1,000万円を超え2,000万円以下の場合	3% + 10万円													
		2,000万円を超え1億円以下の場合	2% + 30万円													
		1億円を超え2億円以下の場合	1% + 130万円													
		2億円を超え20億円以下の場合	0.5% + 230万円													
20億円を超える場合	0.3% + 630万円															
申請手続	1件 ※ 事案によっては増減額できる	5万円														
交付手続		登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、1通につき 1,000円														
基本		30万円以上														
総会準備も指導する場合		50万円以上														
9 現物出資等証明（商法第173条第3項等及び有限会社法第12条の3第3項等に基づく証明）		1件 ※ 出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して増減額できる。	30万円													
10 簡易な自賠償請求（自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求）		次により算定された額 給付金額が150万円以下の場合 給付金額が150万円を超える場合 ※ 損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には増減額できる。	3万円 給付金額の2%													